

令和8年度 第1回 吹田市子ども・子育て支援審議会 会議要旨

開催日	令和8年5月15日（金）	開催時間	午後2時～午後3時30分
場 所	メイシアター 集会室		
出席者	赤尾委員、田辺委員、夏目委員、林委員、上野委員、大嶋委員、尾崎委員、姫野委員、藤井委員、菊池委員、福田委員、高山委員、荒木委員、大下委員		
事務局	<p><b>【児童部】</b>  道場部長、岡田理事、岡田次長  子育て政策室： 山下参事、岡主幹、西浦主査  保育幼稚園室： 湊崎室長、須之内参事、安井参事、細川主幹、山口主幹、真殿主幹、野口主査  すこやか親子室： 川見参事  家庭児童相談室： 中谷室長、西村主幹  こども発達支援センター： 紙谷センター長</p> <p><b>【地域教育部】</b>  青少年室： 田中参事  放課後子ども育成室： 日比参事、芦田参事</p>		
傍聴者	5人		
案 件	<p>審議案件  (1) 令和8年度保育提供体制の確保のための実施計画及び就学前教育・保育施設整備交付金に係る整備計画</p> <p>報告案件  (1) 令和7年度に本審議会にて提案した予算が伴う案件の令和8年度予算議決結果について  (2) 子供・若者の意見表明の仕組みガイドライン（案）について  (3) 令和8年度保育所等利用待機児童数について  (4) 令和8年度の保育所等施設の整備に係る公募予定  (5) 岸部中（北）住宅跡地での認定こども園整備の進捗状況  (6) 吹田第三幼稚園、東保育園統合に係る進捗状況  (7) こども誰でも通園制度の実施状況  (8) 令和8年度留守家庭児童育成室の入室児童数について  (9) 留守家庭児童育成室入室申請基準の見直しについて  (10) （仮称）放課後児童クラブ入室希望児童増加への対応検討プラン（案）について  (11) その他</p>		
事務局	<p>[会議成立の確認、傍聴者の確認、資料の確認を行った。]</p> <p>会長  審議案件の（1）令和8年度保育提供体制の確保のための実施計画及び就学前教育・保育施設整備交付金に係る整備計画について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局  （説明）  A委員  子ども・子育て支援事業計画との関係について確認します。今回提出された実施計画と整備計画は、こども計画と整合するものであり、新たな方針を示すものではないという理解でよいですか。また、待機児童が多く発生しているということや高い保育ニーズが継続している状況で、国からの財政支援を受けて進めるべきだと思いますが、これまでの審議会での議論について反映されているという認識でよろしいですか。</p> <p>事務局</p>		

今回提出した実施計画及び整備計画は前回承認された子ども・子育て支援事業計画の量の見込み、提供量、確保方策を踏まえ、保育・提供体制の確保に向けた具体的な内容として整理をしたものです。そのため新たな需給推計や方針を示すものではなく、子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら実効性を持って推進していく計画と位置付けております。これまでの審議会での議論、意見の反映については、本計画については、これまでの審議会での議論等を踏まえた内容となっています。本計画は国の財政支援を活用するために、その実現に向けた、具体的な実施計画整備計画として整理をするものであり、本市として持続可能な保育体制の確保を進めていくために、国の財政支援を活用しながら進めていきたいと思っております。

会長

本案件につきまして、委員からいただきました御意見等を踏まえ、進めていくことで御異議ございませんか。

(異議なし)

会長

次に、報告案件(1)令和7年度に本審議会にて提案した予算が伴う案件の令和8年度予算議決結果について、報告案件(2)子供・若者の意見表明の仕組みガイドライン(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

B委員

子供の意見表明については、こども基本法が施行して以来、大変重要なものとして、どの市でも取り組んでいるものなので、色々な取組を共有して各部署で子供の意見表明について考えていくことはよい取組だと思います。一方で資料3-2子供・若者の意見表明事例集については、内容が個別すぎるのではないかと思います。子供の意見表明について定めた大本となるものはあるのでしょうか。共有が目的と記載があるので、何のためのガイドラインなのかと思いました。

他市では子供の権利に関する条例を制定して、その中で子供の意見表明権について記載しているところもあります。吹田市でも事例の共有だけではなく、子供の意見表明権とは何なのかを記載したものがあってもよいと思います。子供の権利に関する条例の全文を子供に考えてもらっている市もあるので、それを「子供会議」の開催内容にすることで、広報効果、周知、アピールに繋がるので検討されてはいかがでしょうか。

法律を読むと、参加しにくい子供への配慮や障がいがある子供への配慮、意見を聴くだけではなくそれを反映すること自体も大切にしてくださいということが趣旨ですので取り組まれてもよいのではないかと思います。また、私達弁護士会では、オンブズパーソンの設置まで整えることがいいのではないかとされています。

C委員

子供の意見表明については、フィードバックも重要だと思います。「子供議会」の開催や、不登校児童の意見を聴く際にはフリースクールを活用することもよいのではないかと思います。

事務局

資料3-2子供・若者の意見表明事例集については、各室課で実施している取組事例を共有することを目的に作成したものです。今年度に策定予定の子供・若者の意見表明の仕組みガイドライン(案)は各施策への子供・若者の意見反映に取り組むにあたり、子供・若者の意見表明の仕組みをまとめ、各部署が取組を行う指針となるもので、資料3-1子供・若者の意見表明の仕組みガイドライン概要(案)はその骨子となるものです。委員がおっしゃったように、フィードバックや意見反映の部分等については必要なものと認識しておりますので、今年度策定予定の子供・若者の意見表明の仕組みガイドライン(案)に記載する予定です。子供の権利に関する条例については、こども基本法及び子供の権利条約の精神にのっとり策定されている国のこども大綱を踏まえた基本理念を掲げて吹田市こども計画を策定していることから、制定の予定はございませんが、オンブズパーソンの設置も含めて他市事例を研究してまいります。

D委員

子供・若者の意見表明の仕組みガイドライン概要(案)について、主に市の政策について子供や若者の声を拾おうという姿勢は大事だと思います。子供達と直接話すと、行事をこういう風にしてほしい等、子供達は普通の学校や保育所等での生活に対する意見を持っていると思うの

で、生徒会や学童保育の4年生会議をガイドラインの中に位置付けてはどうか。子供達の自治の力を育む上でも重要だと思います。また、職員や教職員が忙しくしていると、子供達は相談しづらいので、日常の中で子供の意見を掴んでいくには、職員達が意見を聴くことができる体制を作ることが大事だと思います。

事務局

現段階で案という形で試行的な部分もあるので、意見をいただきながら制度内容を固めていければと思います。

D委員

吹田市立山田第五小学校の統廃合の問題の際に、市長が地域で子供達の意見を聴く場を作ると表明しましたが、その後、働きかけがあってもその場が設けられなかったということで、関係者の方々から非常に残念であると伺っています。いくらガイドラインで子供達の意見を聴こうとしても、政策を進める市長や幹部の認識がないと取り入れることが難しいので、認識のアップデートが必要だと思います。

事務局

幹部の認識のアップデートも大事なところと思っております。どんな施策について、どんなタイミング、どんな手法で意見表明の機会を確保していくのが良いかを盛り込んだガイドラインにつきましては様々な場面で共有させていただき、全職員が政策を進める時に子供の意見を聴くことを意識して取り組んでもらえるように、いただいた御意見を大切にしながら進めていきます。

会長

次に、報告案件(3)令和8年度保育所等利用待機児童数について、報告案件(4)令和8年度の保育所等施設の整備に係る公募予定、報告案件(5)岸部中(北)住宅跡地での認定こども園整備の進捗状況、報告案件(6)吹田第三幼稚園、東保育園統合に係る進捗状況、報告案件(7)こども誰でも通園制度の実施状況の説明をお願いします。

事務局

(説明)

B委員

令和8年度の保育所等施設の整備に係る公募予定(JR吹田駅南立体駐車場跡地の保育所誘致)について、商店街と地域から安全対策についての意見が出たことについては、市としてもある程度重く見て、対策をしていただきたいと思います。要領に記載を検討するとありますが、他市では具体的な安全性の確保で、例えば駐輪場が確保してあるとか、違法駐車対策として車での送迎を禁止する代わりに駐輪スペースを十分確保しているとか、そういう対策を示させた上で、ポイントを与えて審査をしているところもあります。安全について、地域住民から懸念が示されてることは見過ごせないところなので、具体的に市ができることを御検討いただけたらと思います。

こども誰でも通園制度の実施状況について、前回の審議会でも0歳児の受入れ先が見つからなかったと聞いていましたが、それにも関わらず17人が申し込んだということでしょうか。

事務局

JR吹田駅南立体駐車場跡地での安全対策について、事業者を公募する際の応募条件に掲載することを考えております。御指摘の送迎の際の車の使用禁止や違法駐車対策、安全管理人の配置等により、商店街の通行人の安全の対策を講じてまいりたいと考えております。保育事業者からも、送迎に関するマナーを保護者に周知徹底するといった安全対策を講じていくことを提案してもらい、選定していくことを考えております。

B委員

安全誘導員の配置は、応募の必須条件となるのでしょうか。

事務局

必須条件ではありませんが、地域に根差し、地域に理解をいただけるという部分を事業者がしっかり提案をし、それを市が選定すると考えています。

B委員

配置することを提案してきた事業者には、ポイントを加算するような感じでしょうか。

事務局

おっしゃる通りです。

事務局

こども誰でも通園制度の0歳児の認定者数について、本制度は他市の施設も利用できることになっており、他市施設の利用希望として認定申請をされている方がいらっしゃるという聞いております。また、きょうだい分を一斉に申し込むことが可能なので、上の子供を申し込んだ際に、他のきょうだい分を申し込んでいただいた方もいらっしゃいます。

A委員

資料7の吹田第三幼稚園と東保育園の統合に係る進捗状況について、吹田第三幼稚園の園児数の推移が、令和2年が31人に対して令和8年が7人に減っていますが、令和8年度のその他の幼稚園の園児数はどうなっていますか。

事務局

その他の公立幼稚園の園児数は、東佐井寺幼稚園で4歳児が3名、5歳児が8名の計11名、片山幼稚園で4歳児が2名、5歳児が12名の計14名、東山田幼稚園で4歳児が4名、5歳児が7名の計11名です。

E委員

保育現場としては、大阪府内において定員数を下げさせてもらえないでしょうかという声が出ているほど、全体的には出生率低下に伴う減少が起きています。また、学生数も減少している状況で、加速度的に保育士の成り手も減っております。現場の各園は平均年齢が上昇している中で、人材確保が本当に難しい状況となっています。その中で施設が新しく1つ増えること、その職員確保が非常に困難な状況になっていることは御理解いただきたいと思います。発達支援の対象者についても年々増加をして、そちらの対応に職員を回さないといけない中、通常保育でも人手が足りないという状況になっております。

そして、建設工事費がますます高騰しており、借入金の負担も増えていますが、借入金が30年くらいの返済期間だとして、30年後に果たしてこの想定される定員数が見込まれるのか現場としては不安に感じています。そのような状況で各法人が手を挙げるができる状況なのかという部分があることは御理解いただきたいです。

最後に立地の問題ですが、小学校の児童数が少ない地域で、周辺に保育園があるにも関わらず、隣の地域に新しい施設を立てる必要があるのか疑問に思います。JR以南地域では、他地域から流れてくる子供が多く、地元の小学校への進学者数も年々減っています。JR吹田駅前の立地ですと、車での送り迎えができないと思います。また、現在の駐車場は地域の商店街にとって非常に重要なものだと思いますが、商店街への影響は大丈夫でしょうか。そして、当該土地について、現在は平地の駐車場として利用されているにも関わらず跡地とされているのはなぜでしょうか。

事務局

実態というところを踏まえて御意見いただいたと認識しております。保育人材の確保については、市としても当然喫緊の課題ということで、就職フェア等、保育士確保については引き続き対策を取っていきたいと考えております。今回17人待機児童が出たということで、受入枠の減少が影響しているということも認識をしており、施設整備だけを進めるのではなく、まずは既存施設の活用を前提として、それでも不足する場合に施設整備を行うと考えております。建設コストもかなり上がってきているので、実施計画、整備計画を作成することで国の財政支援を活用しながら、事業者支援となるよう、国に働きかけていきたいと考えております。

F委員

令和8年度の保育所等施設の整備に係る公募予定（JR吹田駅南立体駐車場跡地の保育所誘致）について、商店街の要望の中に、商店街に加盟することとありますが、現時点で市としてどのようなスタンスでしょうか。商店街に加盟すると義務や縛りや守ってもらわないといけないことが発生すると思います。商店街と保育園とのコラボ等といった考え方もあると思うので、選定の際にそのような考え方も持たれてはどうでしょうか。

事務局

商店街地域等からの主な要望については、市として保育事業の運営に支障のない範囲を前提として考えており、商店街への加盟は必須ではございません。事業者の方で加盟することによって商店街と連携ができるという方向付けがなされるのであれば、そのような提案をいただくこともあると思っております。

G委員

こども誰でも通園制度の実施状況について、実際の利用者数と認定者数97名の地域ごとの分布を教えてください。実施園の地域での申込みはあるのか、それ以外の地域でもニーズがあるのか分かればと思います。

吹田第三幼稚園と東保育園の統合に係る進捗状況について、令和9年度入園の吹田第三幼稚園の園児募集については、4歳児、5歳児学級ともに定員は削減せず実施とありますが、第三幼稚園の定員は何人なのでしょう。

令和8年度の保育所等施設の整備に係る公募予定（JR吹田駅南立体駐車場跡地の保育所誘致）について、予定地の名称が立体駐車場跡地とされており、更地のように思っていますが、実際は駐車場として利用されています。待機児童数についても、自治会での説明で、吹一・吹六地域の待機児童数は4名にも関わらず、市全体の未利用児童数は概ね850人という数字が自治会長さんの頭が残ってしまって、それだけの待機児童数があるのであれば保育園を作らないと、となってしまったようです。市有地なので市からの借地と聞いていますが、市の借地料算定によると通常の借地料の1/3の借地料になります。施設の建設に関しても国と市から補助金も出ると言われていました。さらに補助金も出して保育所を建設することはいかなものかと思いました。例えばさんくすの中にも結構空いてるところがあるので、仮に4名の待機であれば、小規模なものをどこかに造れば、それで充分対応できるのではないかと思います。また、吹田第三幼稚園等をうまく活用すれば十分だと思います。南小学校のあたりは、今度マンションを建設すると聞いているので、その辺りは需要が増えると思います。しかし、吹一・吹六地域はそんなに需要がないと思います。南小学校の方の区域の人がJR吹田駅の方まで自転車に来ることはあり得ないと思うので、その辺りはどう考えられていますか。

事務局

こども誰でも通園制度の利用実績については、4月の利用実績として18名の利用がございました。4月は制度開始すぐということもあり、利用が少なかったと思っております。認定者の地域ごとの分布につきましては、後日御報告させていただきますと思います。

（後日回答）

後日資料（資料8 補足資料）こども誰でも通園制度\_地域別・歳児別認定者数表の通り

事務局

立体駐車場跡地の件につきましては、普通財産を市で定めた計算方法に基づいて貸付を行います。保育運営について、安定して継続して運用していただくという観点から、貸付料の減額等を行い、30年間に渡ってしっかりと運営をしていただきたいと思いますと考えております。施設整備の中で他の施設の活用を検討したのかという点については、さんくすの空きテナントであれば小規模保育事業所としての活用になると思いますが、立体駐車場跡地の場所であれば、JR以南含めたA区域の保育ニーズに対応することが可能であり、商店街の活性化にも寄与することができると見込んでいます。子ども・子育て支援事業計画について、これまで議論していただいて承認いただいた計画をしっかりと進めていきたいと考えておりますので、地域からの御意見もたくさんいただいております、引き続きこれまでと同様丁寧に説明していきたいと考えております。

事務局

吹田第三幼稚園の定員数については100名です。

D委員

立体駐車場跡地の件について、その地域の保育需要をどのように計算して商店街に保育所を設置しようと考えているのか根拠を教えてください。既存施設の活用について、同じ地域に吹田第三幼稚園を活用できなかったのかなと思うのですがいかがでしょうか。

事務局

全体として申込者数が増えており、保育ニーズが継続していると認識しております。A区域としても申込者数が前年比で71人増加しており、立体駐車場跡地に保育所を整備することで、この需要に対応できると考えております。令和6年度から続けて待機児童が発生している状況でもあるので、利便性の高い当該土地を活用して保育所整備をしていきたいと考えています。吹田第三幼稚園を活用しなかった理由としては、低年齢児の受入れのためには、改修の必要があることが課題と思っております。本市としては現状で進めているJR吹田駅南立体駐車場跡地に保育所を整備して、需給状況に対応していくことが、優先的に取り組むべきものと考えております。

D委員

吹田第三幼稚園の関係者の方々からすると、統合については再検討を求める決議がされている一方で、商店街に保育所施設が準備されることについて不審に思っている点もあるので、より意見をしっかり聴いて検討していただければと思います。

H委員

J R吹田駅南立体駐車場跡地の保育所誘致については、議会でも多くの議論がされてきました。その中で、商店街関係者・地域関係者に対して丁寧に説明することを求められていたと思いますが、その状況はいかがでしょうか。

事務局

市としては、やはり地域や商店街の皆様の御理解、御協力をいただいて進めていくことが必要と考えておりますので、この間も要望書の提出をいただいた方に対しまして、直接お会いをして説明に努めてきたところでございます。引き続き1人でも多く御理解をいただけるように、説明を尽くしてしてまいりたいと考えております。

H委員

事業者の公募について、安全面についての意見がありましたが、それ以外にも何かあれば教えていただきたいです。

事務局

事業者の公募にあたりましては、地域商店街から要望いただいている意見を反映して進めていくというのが、市の基本的な考え方です。今回の場所で保育事業を実施するという事で、商店街地域の活性化につながることを期待できるような、イベントの参加や、共同イベントの実施等そういったところを事業者に提案していただいて、事業者の選定をしていきたいと考えております。

H委員

岸部中跡地の認定こども園の開園が令和10年の9月以降とのことですが、その判断に至った理由をお聞かせください。

事務局

両園とも蓄年数が50年以上経過し、老朽化が進行している状況でございます。両園を集約して、新たな園舎として園児の生活環境整備、職場の環境整備も図ることも目的に進めてまいりました。ただ、埋蔵文化財が発見されていたことや、入札の不調があり、開園が延期されている状況です。本市としては新たな施設での園生活により、子供達がより安心安全に過ごせる教育保育環境になると考えておりますので、年度途中ではございますが、開園に向けて進めていきたいと考えております。

C委員

保育士の人手不足については課題としますので、処遇の改善等も検討してはどうかと思います。

事務局

本市としましても、保育士確保につきましては喫緊の課題であると認識しております。処遇改善は、基礎自治体単独では困難であり、これまでも国・府への要望を行い、保育士の給与の大部分を占める公定価格については令和7年度の引き上げに続き、令和8年度も引き上げの方針が示されております。市としての保育士確保策を行い、国・府への要望を行い、保育士の処遇改善等を検討してまいります。

会長

J R吹田駅南立体駐車場跡地の保育所誘致については保育所等を整備すること自体は承認されているので、どのように整備していくのかということは、色々と御意見いただいたところを是非御検討の上、進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

次に、報告案件(8)令和8年度留守家庭児童育成室の入室児童数について、報告案件(9)留守家庭児童育成室入室申請基準の見直しについて、報告案件(10)(仮称)放課後児童クラブ入室希望児童増加への対応検討プラン(案)について、の説明をお願いします。

事務局

(説明)

I委員

(仮称)放課後児童クラブ入室希望児童増加への対応検討プラン(案)について、新しく5か年計画を出されたところは評価しますが、国の出している放課後児童対策パッケージ2026の通りのことしか載ってないと思います。人口が増加している吹田市では、全国津々浦々の平均的な計画ではなく、独自の考えが必要ではないかと思います。幼稚園では人が減ってきており、今あるものを活用していくことも含めて考えていけるんじゃないかと思いますし、人手不足の解消も目途が立っていない状況です。国の示していることだけ実施しても改善しないと思いますので、制度的に難しい部分もあるかもしれませんが、例えばフルタイムの処遇改善等も必要ではないでしょうか。また、現場の意見を聞きながら進めていただきたいと思います。昨年に、施設外で学童保育をつくる際に、市と保護者間でのコミュニケーションが足りずにかなり揉めることとなりました。新しい取組を提案する等頑張っていたいただいていることは理解していますので、早目に現場に周知をして、保護者達との懇談の機会も作っていただきたいと思います。

事務局

コミュニケーション不足で話がまとまらなかったという前年の経過の反省を踏まえた上で、本プランを作成しました。実際に利用される保護者の方々の意見を聞く必要は必ずあると思います。特に入室児童数に対して教室が不足する地域につきましては、保護者の意見を伺う機会も設けておりますので、今いただいた意見も踏まえてしっかりと対応いたします。

B委員

(仮称)放課後児童クラブ入室希望児童増加への対応検討プラン(案)について、プランのリスクを指摘させていただきます。資料11全体資料P51の入室要件の新設について、利用日数が2日以下となる状況が継続する場合は、利用状況に応じて利用停止の措置を講じる可能性があるとのことですが、入室許可は処分行為になるので、病気、家庭事情、不登校傾向、習い事、親の仕事の状況等、様々な事情で利用しない事があると思うので、恣意的な要素で利用停止とした場合にトラブルになる可能性や不満が出る可能性があるかもしれないことは検討された方がよいと思います。また、全体資料P53の出席率による定員弾力運用の見直しとして、出席率80%であれば拡大するとしていることは問題があると思います。課題を面積低下、指導員の負担増、保育料の上昇とされていますが、市民の関心として安全の確保ができていくかということだと思うので、出席率100%の時に安全確保ができるのか等、課題として安全面を挙げていないことは今の社会情勢と合っていないのではないかと思います。全体資料P52の3年間(令和8年度(2028年度)～令和10年度(2028年度))の計画予定表について、令和8年度(2026年度)の誤りではないでしょうか。また、その下の表からは計150人、4教室の受入枠の拡大という計算にならないと思います。

D委員

留守家庭児童育成室入室申請基準の見直しについては、経過措置が設けられたのは、今回の基準見直しに対しての要望を受け止めていただいたものかと思います。(仮称)放課後児童クラブ入室希望児童増加への対応検討プラン(案)について、全体資料P48のこれまでの入室希望児童数増加への対策として、直営育成室の民間委託を行い、指導員の欠員解消を進めてきましたとありますが、民間委託したからといって人が増えるわけではなく、誤解を招くかと思うので修正いただきたいと思います。また、全体資料P54の太陽の広場、児童館等の活用の積極的な呼び掛けを行うということについて、これらの施設の運営面のサポートが必要だと思いますが、図書館についての記載もあり、図書館自体は保育や遊んだりする場ではないのではないかと思います。理解なんですけど、その辺りどう整理されてるのでしょうか。

事務局

直営育成室の民間委託については、事業者に委託することにより、事業者が新たに指導員を確保することで受入児童数が拡大し、待機児童の回避につながっている面があります。指導員確保は直営だけで行うよりも、色々な事業所でも採用を行うことによって欠員が減ってきているという事実があるので、このような記載となっています。図書館については保育や遊びの場ではないことは承知しています。放課後の過ごし方として、読書や宿題をする時間がありますので、そういったところで図書館につきましても十分有効ではないかということで、このような記載をしております。

会長

最後に次回の開催予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

次回の審議会の開催は、令和8年8月28日金曜日の午後2時から3時30分を予定しています。概ね1か月前に開催の連絡をさせていただきます。

D委員

会議時間について、今回の案件数ですと、設定されている90分では足りなかったと思うので、次回以降でよいので例えば120分くらいの会議時間を検討してもらえないでしょうか。

事務局

今後は開催時の案件数等によって審議時間の調整を検討いたします。

会長

本日の審議会は、これで終了します。